

令和6年3月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第1号 亀山市手数料条例の一部を改正する条例	1

亀山市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第5条関係） 証明等関係手数料			別表第1（第2条、第5条関係） 証明等関係手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1～3（略）	（略）	（略）	1～3（略）	（略）	（略）
4 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項_____から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書</u> _____の交付	戸籍の謄抄本又は戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明書交付手数料	1通につき 450円	4 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、 <u>第10条の2第1項若しくは第3項</u> から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付	戸籍の謄抄本又は戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明書交付手数料	1通につき 450円
5 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項_____	戸籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき	5 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第	戸籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき

<p>____から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>		<p>350円</p>	<p><u>3項</u>から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>		<p>350円</p>
<p><u>6 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電</u></p>	<p><u>戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</u></p>	<p><u>戸籍電子証明書提供用識別符号</u> <u>1件につき</u> <u>400円</u></p>			

<p><u>子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u></p>					
<p><u>7</u> 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項_____から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく<u>除籍証明書</u>_____の交付</p>	<p>除籍の謄抄本又は除籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明書交付手数料</p>	<p>1通につき 750円</p>	<p><u>6</u> 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは<u>第3項</u>から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u>の交付</p>	<p>除籍の謄抄本又は除籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明書交付手数料</p>	<p>1通につき 750円</p>

<p>8 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項_____から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>除籍記載事項証明書交付手数料</p>	<p>証明事項1件につき 450円</p>
<p>9 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）</u>における当</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号 1件につき 700円</p>

<p>7 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>除籍記載事項証明書交付手数料</p>	<p>証明事項1件につき 450円</p>
--	-----------------------	---------------------------

<p>該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>					
<p>10 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>届出・申請の受理証明書、届書その他の書類の記載事項証明書又は届書等情報内容証明書交付手数料</p>	<p>1通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつて</p>	<p>8 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p>	<p>届出・申請の受理証明書又は届書その他の書類の記載事項証明書 交付手数料</p>	<p>1通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつて</p>

別表第2（第2条関係）

危険物関係手数料

手数料を徴収する 事務	金額（1件につき）
1及び2（略）	（略）
3 消防法第11条第1項前段の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	<p>ア～エ（略）</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,450,000円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,720,000円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タン</p>

別表第2（第2条関係）

危険物関係手数料

手数料を徴収する 事務	金額（1件につき）
1及び2（略）	（略）
3 消防法第11条第1項前段の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	<p>ア～エ（略）</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,180,000円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,410,000円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タン</p>

	<p>ク貯蔵所 <u>1,920,000円</u></p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,360,000円</u></p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,740,000円</u></p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,640,000円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,240,000円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>8,790,000円</u></p> <p>カ～シ (略)</p>		<p>ク貯蔵所 <u>1,590,000円</u></p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,950,000円</u></p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,270,000円</u></p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,550,000円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,820,000円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,070,000円</u></p> <p>カ～シ (略)</p>
4～17 (略)			4～17 (略)

別表第3（第2条関係）

1 建築基準法関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1～14	(略)	(略)
15 <u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「令」という。）第137条の12第6項の規定に基づく用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</u>	<u>用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請手数料</u>	<u>27,000円</u>
16 <u>令第137条の12第7項の規定に基づく形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</u>	<u>形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請手数料</u>	<u>27,000円</u>

2～4 (略)

別表第3（第2条関係）

1 建築基準法関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1～14	(略)	(略)

2～4 (略)

別表第6（第2条関係）

1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	2の表に定める金額
2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料	3の表に定める金額
3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第12条第2項又は第13条第3項に規定す	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更更に該当する旨の	4の表に定める金額

別表第6（第2条関係）

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	2の表に定める金額
2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料	3の表に定める金額
3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第2項又は第13条第3項に規定す	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更更に該当する旨の	4の表に定める金額

る軽微な変更 ^{に該当していることを証する書面の交付申請に対する審査}	証明書交付申請手数料	
4 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	5の表に定める1棟当たりの金額を合算して得た金額。ただし、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第35条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。
5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	6の表に定める1棟当たりの金額（新たに加える建築物については、5の表に定める1棟当たりの金額）を合算して得た金額。ただし、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する</u>

る軽微な変更 ^{に該当していることを証する書面の交付申請に対する審査}	証明書交付申請手数料	
4 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	5の表に定める1棟当たりの金額を合算して得た金額。ただし、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第35条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。
5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	6の表に定める1棟当たりの金額（新たに加える建築物については、5の表に定める1棟当たりの金額）を合算して得た金額。ただし、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する</u>

		る法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。
6 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	7の表に定める金額。

2 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の	1件当たりの手数料の金額			
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	その他の場合		
	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	判定に係る建築物エネ	左記以外の評価方法に

		法律 第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。
6 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	7の表に定める金額。

2 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の	1件当たりの手数料の金額			
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	その他の場合		
	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	判定に係る建築物エネ	左記以外の評価方法に

区分	する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	用途をいう。以下この表において同じ。)である場合	ルギー消費性能確保計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	より評価されたものである場合
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考
1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項

区分	る法律 第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	用途をいう。以下この表において同じ。)である場合	ルギー消費性能確保計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	より評価されたものである場合
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考
1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第34条第3項各号に掲げる事項

が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

ア～ウ (略)

2 (略)

が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

ア～ウ (略)

2 (略)

3 建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1件当たりの手数料の金額			
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネ	その他の場合		
	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

3 建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1件当たりの手数料の金額			
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネ	その他の場合		
	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	判定に係る建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネ	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

ルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合

律第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合

(略) (略) (略) (略) (略)

備考
 1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築

ルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合

第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合

(略) (略) (略) (略) (略)

備考
 1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築

物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

ア～ウ (略)

2 (略)

4 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に応ずる旨の証明書交付申請手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1件当たりの手数料の金額		
	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な</u>		

物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

ア～ウ (略)

2 (略)

4 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に応ずる旨の証明書交付申請手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1件当たりの手数料の金額		
	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
	判定に係る建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な		

		評価方法であつて市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～4 (略)			

5 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物	その他の場合
エネルギー消費性能向上計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める</u>	申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な</u>	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

		評価方法であつて市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～4 (略)			

5 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物	その他の場合
エネルギー消費性能向上計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める</u>	申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な</u>	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

	方法により技術的 審査を受けたもの である場合	評価方法であっ て市長が別に定 める方法により 評価されたもの である場合	
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～4 (略)			

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物	その他の場合
	エネルギー消費性 能向上計画が、 <u>建 築物のエネルギー 消費性能の向上等 に関する法律第35 条第1項各号に掲 げる基準又はこれ と同等の基準に適 合するものとして 市長が別に定める 方法により技術的</u>	申請に係る建築 物エネルギー消 費性能向上計画 が、 <u>建築物のエ ネルギー消費性 能の向上等に関 する法律第35 条第1項第1号 の規定により定 められた簡易な 評価方法であっ</u>

	方法により技術的 審査を受けたもの である場合	評価方法であっ て市長が別に定 める方法により 評価されたもの である場合	
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～4 (略)			

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物	その他の場合
	エネルギー消費性 能向上計画が、 <u>建 築物のエネルギー 消費性能の向上に 関する法律 第35 条第1項各号に掲 げる基準又はこれ と同等の基準に適 合するものとして 市長が別に定める 方法により技術的</u>	申請に係る建築 物エネルギー消 費性能向上計画 が、 <u>建築物のエ ネルギー消費性 能の向上に関す る法律 第35 条第1項第1号 の規定により定 められた簡易な 評価方法であっ</u>

	審査を受けたものである場合	て市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

(3) (略)

6 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物	その他の場合
エネルギー消費性能向上計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的</u>	申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であっ</u>	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

	審査を受けたものである場合	て市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

(3) (略)

6 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物	その他の場合
エネルギー消費性能向上計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的</u>	申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であっ</u>	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

	審査を受けたものである場合	て市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～4 (略)			

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物	その他の場合
エネルギー消費性能向上計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたもの	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であつて市長が別に定	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

	審査を受けたものである場合	て市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～4 (略)			

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物	その他の場合
エネルギー消費性能向上計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたもの	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であつて市長が別に定	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

	である場合	める方法により 評価されたもの である場合	
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

(3) (略)

7 建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物	その他の場合
が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合</u>	申請に係る建築物の共用部分以外の部分が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法</u>	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

	である場合	める方法により 評価されたもの である場合	
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

(3) (略)

7 建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物	その他の場合
が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合</u>	申請に係る建築物の共用部分以外の部分が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法</u>	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

		により評価されたものである場合	
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～4 (略)			

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物	その他の場合
申請に係る建築物が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合</u>	申請に係る建築物が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であつて市長が別に定める方法により評価されたものである場合</u>	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

		により評価されたものである場合	
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～4 (略)			

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物	その他の場合
申請に係る建築物が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合</u>	申請に係る建築物が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であつて市長が別に定める方法により評価されたものである場合</u>	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			
(3) (略)			

(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			
(3) (略)			